



総務省

MIC

Ministry of Internal Affairs
and Communications

自治体クラウドの推進

2012年10月12日

総務省地域力創造グループ
地域情報政策室長
濱島 秀夫

自治体クラウドの推進

自治体クラウドとは

- 地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み
- 複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を推進

自治体クラウドのメリット

- システム運用経費の削減(3割程度～)、業務負担の軽減
- 業務の効率化、標準化
- 災害に強い基盤構築(データのバックアップの確保、業務の継続性やセキュリティの向上)

データセンターの特徴

- 耐震・免震構造
- 無停電電源、非常用電源
- 火災感知・報知システム
- 厳重な入退館管理 等

導入に当たっての課題

- システムの共同化に向けた業務改革
- 「ベンダーロック」(囲い込み)の解消
 - 市町村独自の外字の存在、事業者毎に異なるデータ形式、データ移行経費の負担

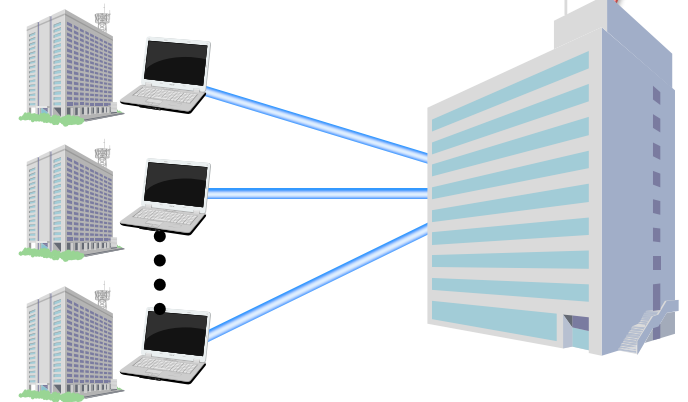
総務省の取組み

- 全国展開の推進
 - 自治体クラウド推進本部の設置(H22.7)、有識者懇談会(H22.9～)
- 初期負担の軽減
 - 共同化計画策定・データ移行に対する地財措置(H23年度～)
- 市場環境の整備
 - 外字のコード化、データ形式の共通化に向けた取組み(H23年度)
 - 事業者のセキュリティを評価できる仕組み等の検討(H24年度予算案:0.2億円)

【自治体クラウド導入イメージ】

参加団体

データセンター



重点施策：自治体クラウドの推進

- 2010.7月に「自治体クラウド推進本部」(本部長:大臣)を設置し、自治体クラウドは「実験」から「本番」の段階へ。
- 民間事業者の競争による市場の効率化・技術革新を生かした、クラウドの全国的導入を加速。

実験の段階

FY2009

FY2010

本番の段階

FY2011~

自治体クラウド開発実証事業

(6道府県、78市町村が参加)



自治体クラウド推進本部 (本部長:総務大臣)

ASP・SaaS導入活用ガイドライン

(バイヤーズ・ガイド)



財政支援



(初期負担軽減)

被災地支援

市場環境の整備



(異なる事業者製品に移る際の技術的課題の解消)

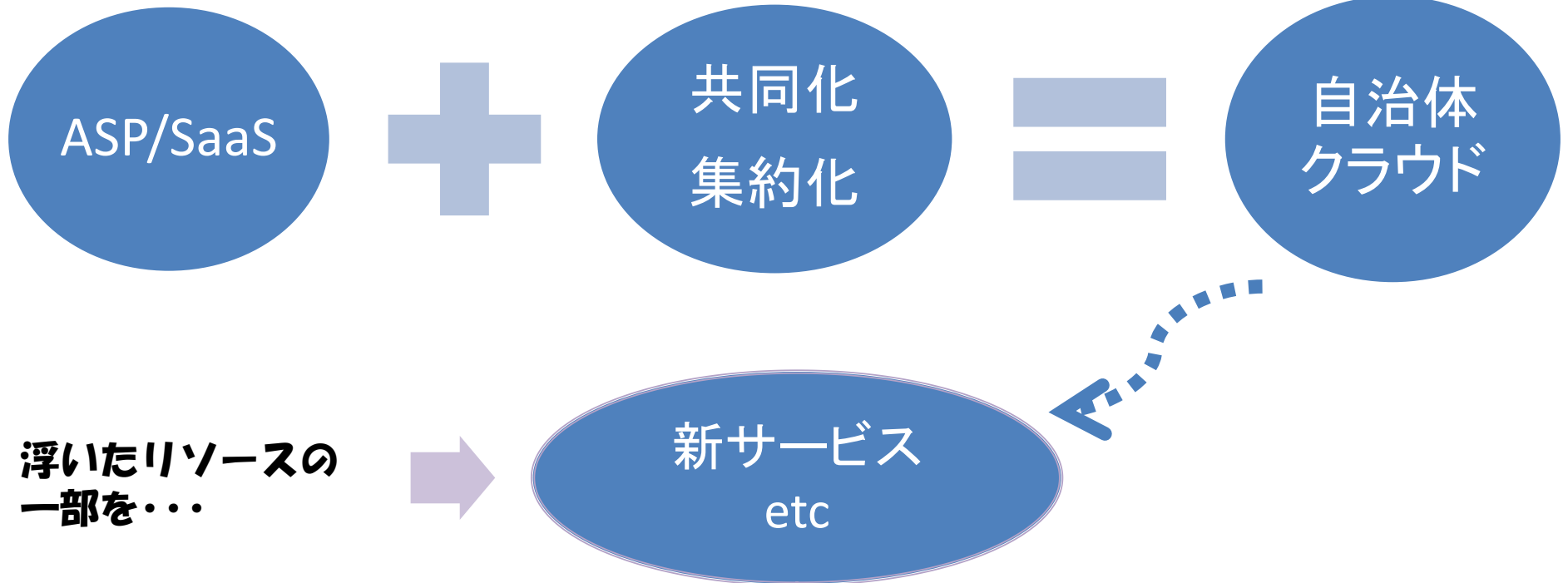
自治体クラウドの基本ロジック

自治体の規模、地域の市場環境等によって重点の置き方は異なる

(所有より利用)

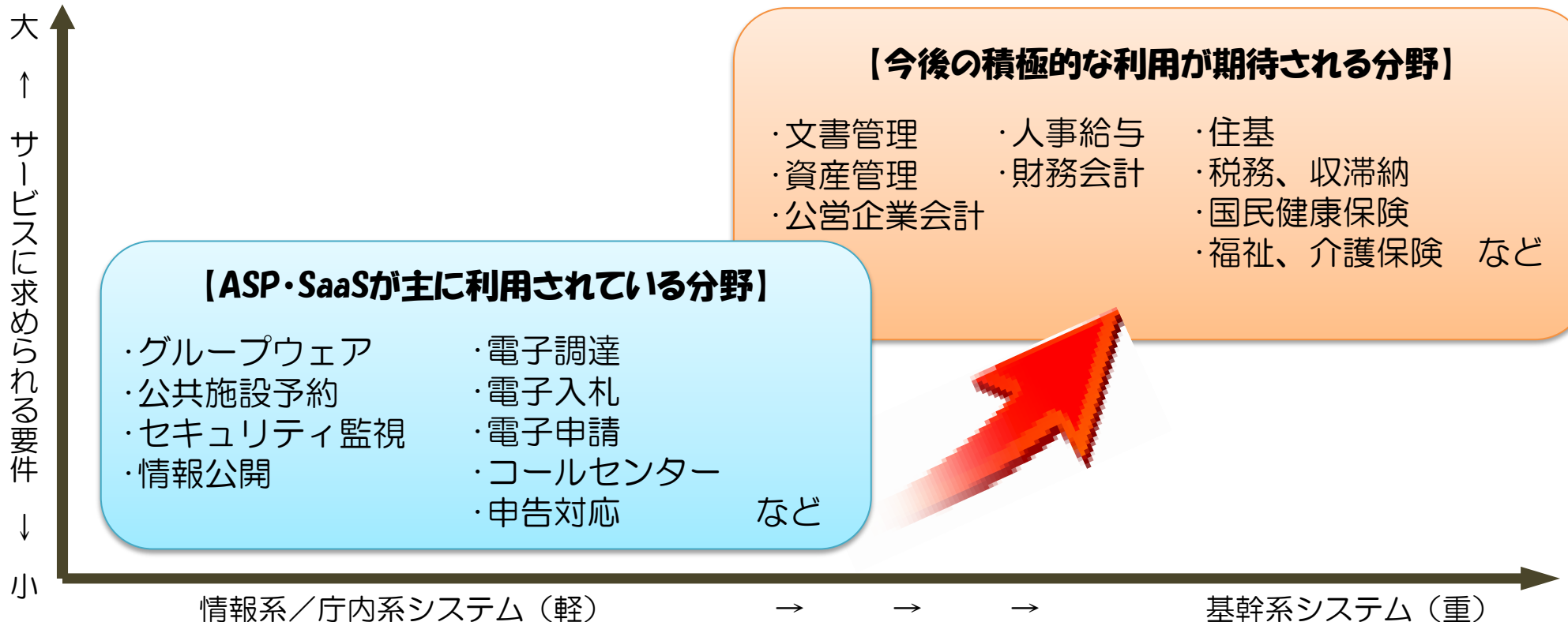
(割り勘)

(割り勘利用)



自治体クラウドの活用領域

現状では、地方公共団体のASP・SaaSの導入は調達仕様が比較的シンプルないわゆる情報系／庁内系システムにおける利用が中心。今後は、自治体クラウドなどによる情報システムの集約と共同利用の進展に合わせ、業務フローの複雑な**基幹系業務においても積極的な活用が期待される。**



(出典) 総務省「地方公共団体におけるASP・SaaS 導入活用ガイドライン(概要版)」を一部加工。

自治体クラウド開発実証事業(平成21・22年度)の成果(例)

- 大分県・宮崎県は、基幹系を含む多くの業務システムの共同利用を実証。共同利用に当たり、利用団体がシステムをカスタマイズしないよう、事前に「事務の共同化」を実施。
- 事業者が提供するパッケージソフトに対するカスタマイズを抑えることにより、費用削減を実現。

【共同化のプロセス】

- ① 参加した市町から、(今回の実証実験で調達する)パッケージソフトに対する要求事項を収集
⇒ 調達におけるパッケージソフトの要件定義を確定
- ② パッケージソフトの調達先が確定した時点で、各団体の要求事項がそのパッケージソフトの標準機能に該当しないものを抽出
- ③ 協議の対象となる要求事項のうち、実証外業務を除いた件数を追加機能の素案とし、事務の統一化に向けて協議
- ④ 作業部会の下部組織である業務部会において、事務の統一化に向けた更なる検討を実施
- ⑤ 業務部会においてサービス種別を整理し、事業者側がパッケージの標準機能に追加するか県版機能とするか最終判定
- ⑥ 判定結果については作業部会及び本会に諮った上で、最終的に調達するパッケージソフトを確定

	大分	宮崎	合計
要求事項(A)	3,590	4,544	8,134
実証外機能(B)	215	210	425
実証対象機能(A)-(B)	3,375	4,334	7,709
標準機能	3,132	3,964	7,096
標準機能(追加)	102	212	314
県版機能	3	14	17
個別機能	138	144	282

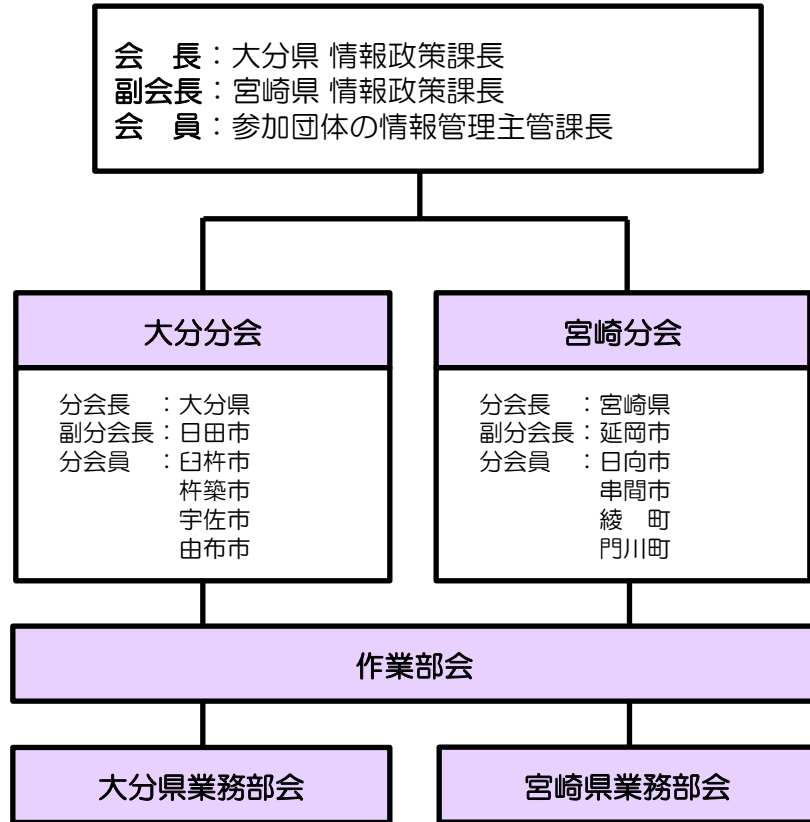
<機能の分類>

- 標準機能 : パッケージソフトに備わっていた機能、又は業務をパッケージソフトに合わせることでできた要件
- 標準機能(追加) : 参加団体による事務統一の協議を経て、共通の機能として追加された機能
- 県版機能 : 県の条例または様式など県ごとに違いのある要件
- 個別機能 : 市町村条例など市町固有の要件で事務統一できなかった要件

大分県・宮崎県 開発実証事業の体制等

事業実施体制

大分県・宮崎県自治体クラウド推進協議会



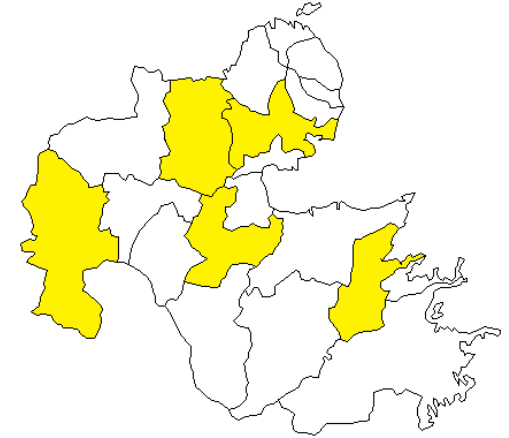
- ※ 分会の構成員は各団体の情報管理主管課職員
- ※ 作業部会の構成員は各団体の情報管理主管課及び業務原課職員の代表
- ※ 業務部会の構成員は各団体の業務原課職員

参加自治体

大分県 5市

日田市	人口：70,685人 職員：669人
臼杵市	人口：41,372人 職員：419人
杵築市	人口：32,514人 職員：505人
宇佐市	人口：58,829人 職員：693人
由布市	人口：34,932人 職員：398人

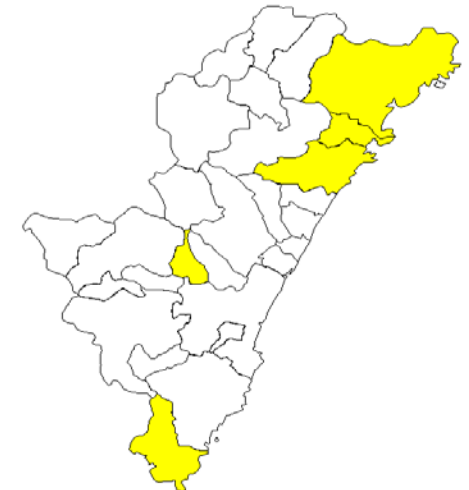
(平成22年4月現在)



宮崎県 3市2町

延岡市	人口：130,886人 職員：1,326人
日向市	人口：62,913人 職員：604人
串間市	人口：20,708人 職員：375人
綾 町	人口：7,294人 職員：85人
門川町	人口：18,819人 職員：159人

(平成22年4月現在)



大分県・宮崎県 開発実証事業の対象業務等

対象業務一覧

○：対象

業務サービス	大分県					宮崎県					
	日田市	臼杵市	杵築市	宇佐市	由布市	延岡市	日向市	串間市	綾町	門川町	
住民情報 関連業務 システム	住民記録	○	○	○	○	○	○		○	○	
	印鑑登録	○		○	○	○	○		○	○	
	外国人登録	○		○	○	○	○		○	○	
	選挙人名簿	○		○	○	○	○	○	○	○	
	総合窓口	○		○	○	○	○		○	○	
	学校教育	○		○	○	○	○		○	○	
	国民年金	○		○	○	○	○		○	○	
国民投票	○		○	○	○	○		○	○		
税業務 システム	個人住民税	○		○	○	○	○		○	○	
	法人住民税	○		○	○	○	○		○	○	
	軽自動車税	○		○	○	○	○		○	○	
	固定資産税	○		○	○	○	○		○	○	
	宛名管理	○		○	○	○	○	○	○	○	
	取納	○		○	○	○	○		○	○	
	滞納	○		○	○	○	○		○	○	
国民健康 保険シス テム	資格	○		○	○	○	○		○	○	
	賦課	○		○	○	○	○		○	○	
	給付	○		○	○	○	○		○	○	
	取納	○		○	○	○	○		○	○	
	長寿医療	○		○	○	○	○		○	○	
福祉業務 システム	児童福祉	○		○	○	○	○	○	○	○	
	障害者福祉	○		○	○	○	○	○	○	○	
	高齢者福祉	○		○	○	○	○	○	○	○	
	ひとり親福祉	○		○	○	○	○	○	○	○	
	生活保護	○		○	○	○	○	○	○	○	
	介護保険	○		○	○	○	○		○	○	
	成人健診	○		○	○	○	○		○	○	
	母子健診	○		○	○	○	○		○	○	
	予防接種	○		○	○	○	○		○	○	
	乳幼児医療	○		○	○	○	○		○	○	
	重度心身障害 者医療	○		○	○	○	○		○	○	
	財務会計 システム	予算執行			○	○	○	○		○	○
		予算編成			○	○	○	○		○	○
決算				○	○	○	○		○	○	
物品管理				○	○	○	○		○	○	
決算統計				○	○	○	○		○	○	
人事給与 システム	給与計算			○	○	○	○		○	○	
	人事管理			○	○	○	○		○	○	
文書管理 システム	文書管理			○	○	○	○		○	○	
	電子決裁			○	○	○	○		○	○	

事業推進手法

定期会合、進捗会議等の会議とは別に、地理的に離れた環境にいる関係者間のコミュニケーションを円滑に図るため、メーリングリストやテレビ会議システムを活用

メーリングリストを使った 情報共有

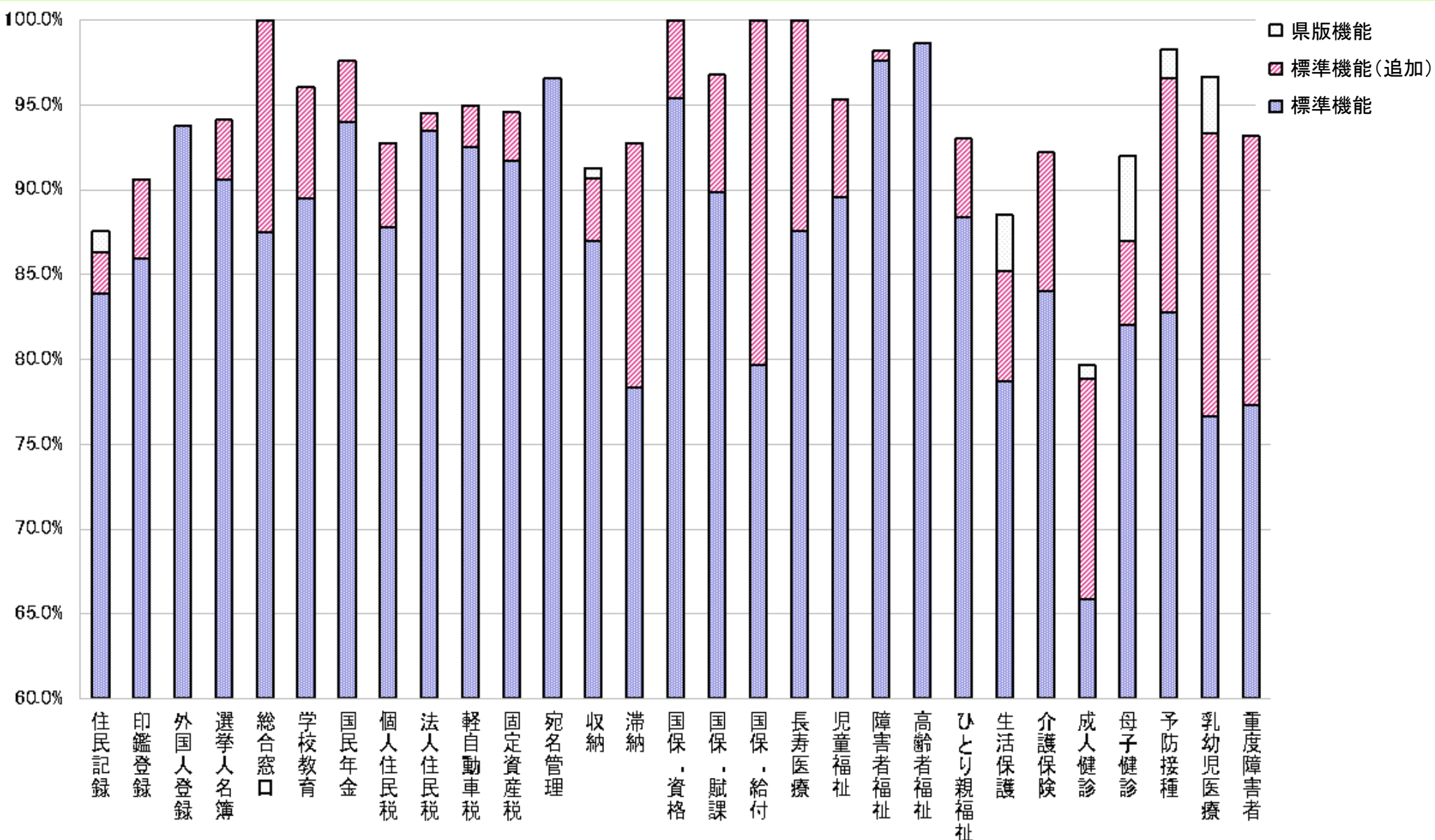
No	県	分類	投稿数
1	宮崎県	県・市町 調整ML	259
2		住民情報	124
3		税	141
4		国民健康保険	90
5		福祉	267
6		財務会計	69
7		人事給与	67
8		文書管理	45
9	大分県	県・市 調整ML	312
10		住民情報	206
11		税	113
12		国民健康保険	232
13		福祉	200
14		財務会計	44
15		人事給与	21
16		文書管理	16
17	両県	ネットワーク部会	16
合計			2,222

テレビ会議システムによる 業務部会

	大分県	宮崎県
部会数	36	43
延べ 開催回数	102回	162回
延べ時間	169.5H	318.0H



大分県・宮崎県 パッケージ機能の適用状況



(出典) 自治体クラウド開発実証 調査研究報告書(平成23年3月 総務省)

ソフトウェアのライセンス処理

- 仮想環境上のソフトウェアライセンスの考え方が提供事業者によって異なり、仮想化技術を利用した柔軟な運用の障害となる事象が発生
 - ✓ 例えば、ハードウェアと紐付けられたソフトウェアライセンスの場合は、本実証実験で確認したような異なる物理サーバ間で仮想サーバを移動する際にも移動元と移動先の物理サーバの両方のライセンスが必要
 - ✓ 仮想サーバのリソース(割り当てたCPU数など)に応じた料金が発生するようなソフトウェアライセンスの場合、繁忙期に一時的にリソースを増やすといったことがライセンス上は困難となる(技術的には容易に可能であるが、購入ライセンス以上にリソースを増やすとライセンス違反となってしまう)
- 基盤構築側においてはライセンス数の数え方がサーバの構成(CPUの数)に大きく左右されるため、サーバが増える(CPUが増える)とそれだけライセンス料も多く必要になってくる。これらをふまえてコスト面のメリットを維持できる妥当な構成を検討する必要

責任分界点の明確化

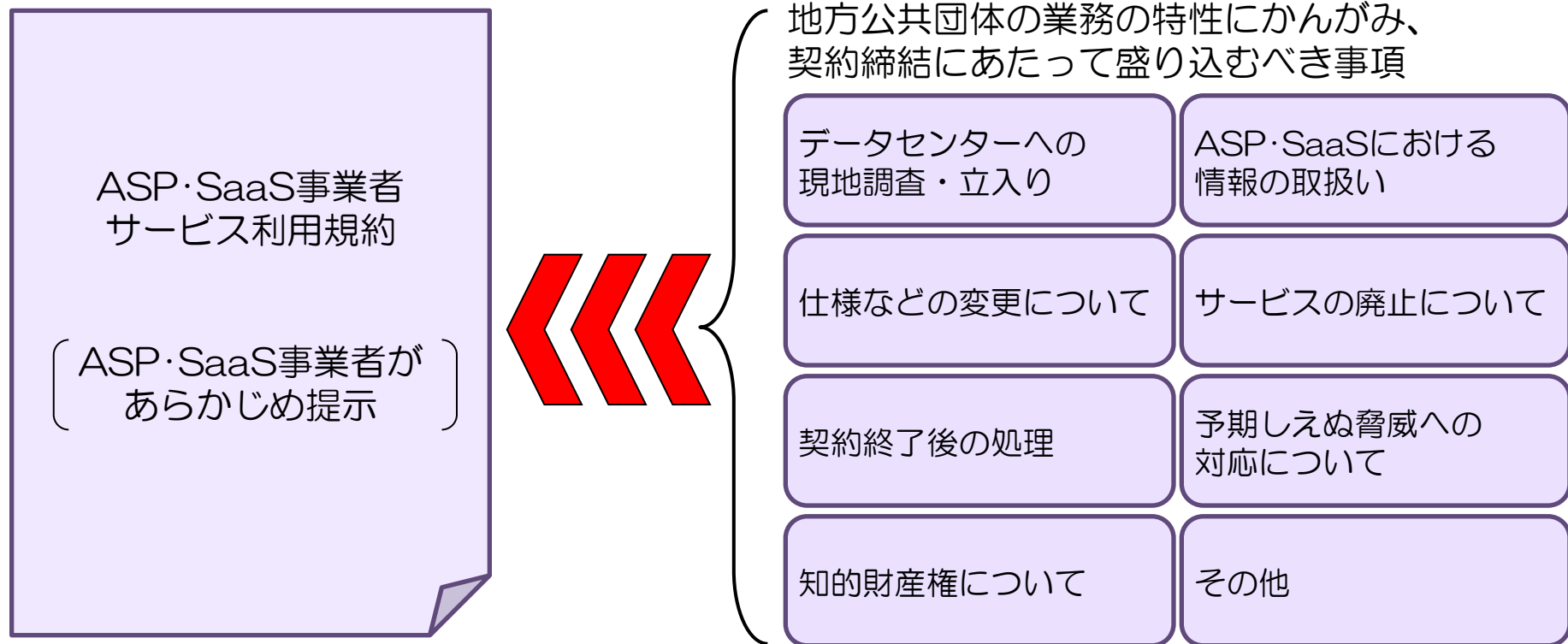
- 自治体クラウド連携基盤の共同利用を推進する上で、他の団体が管理する業務アプリケーションを自治体クラウド連携基盤に統合する場合、運用管理の役割分担が明確になっていないと、問題解決に時間がかかるなどの弊害が発生する恐れがある

セキュリティ面での不安

- 利用者が安心してサービスの提供を受けられるように、サービス提供者のセキュリティを評価できる仕組みの検討が必要

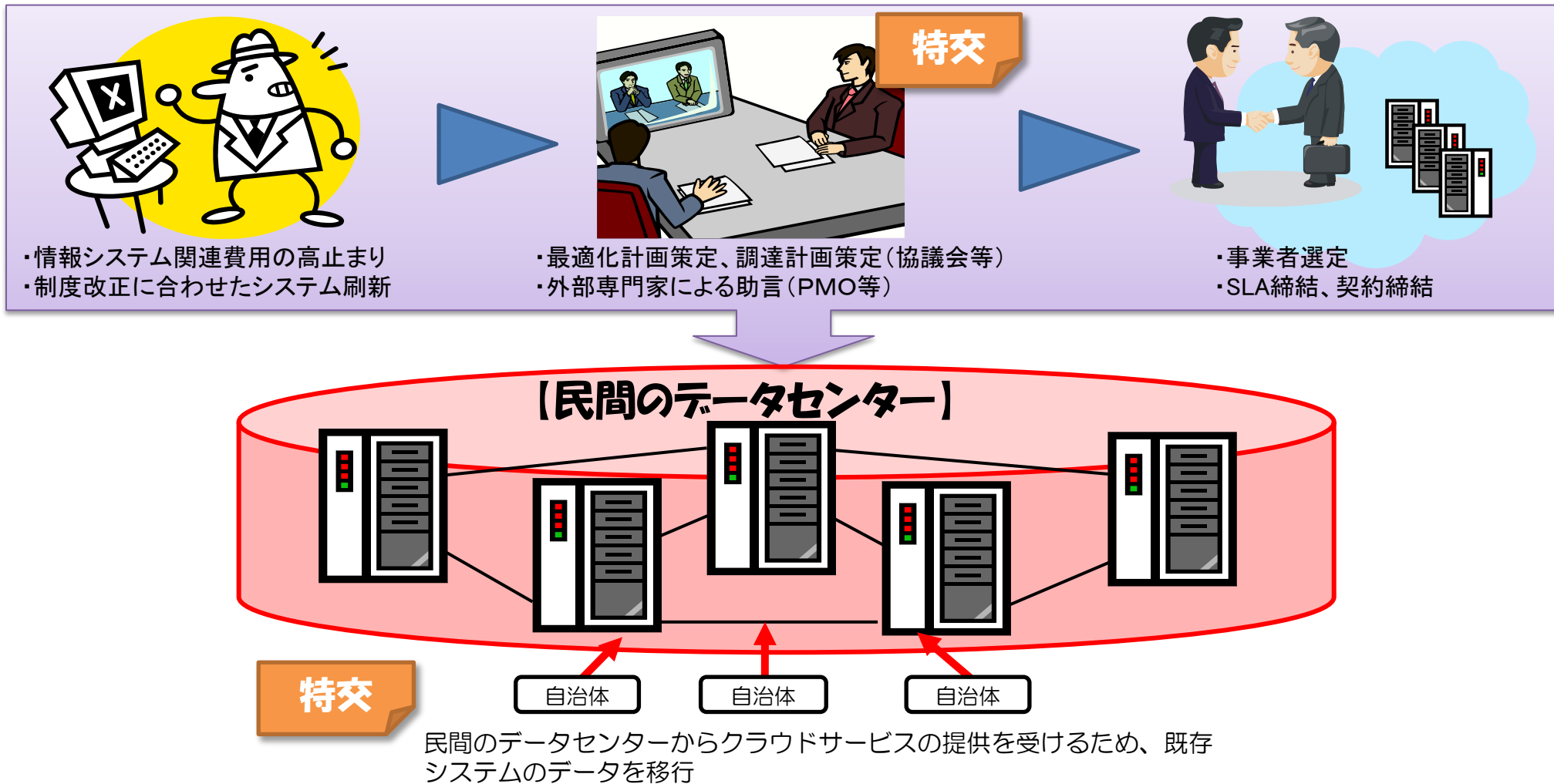
地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン 10

- ガイドライン第7章では、地方公共団体における円滑なASP・SaaSの導入を促進するため、地方公共団体とASP・SaaS事業者とのサービス利用契約のサンプルを提示



自治体クラウドに対する地財措置

- 情報システムの集約と共同利用（共同化計画策定等の経費）：**特別交付税(H23年度～)**
- 住民データのクラウド移行（データ移行経費）：**特別交付税(H23年度～)**



被災地における自治体クラウドの導入支援 (被災地域情報化推進事業) (2011～2012年度)

12

目的

東日本大震災で被災した地域において、災害に強い情報基盤の早期整備を促進し、もって被災した地域の早期復興に資する

概要

住民情報に関するシステムのクラウド化に要する経費に対して、補助金(所要経費の3分の1)を交付

- ※ 平成23年度第3次補正予算
- ※ 地方負担額2/3については、震災復興特別交付税により全額を措置

交付決定団体

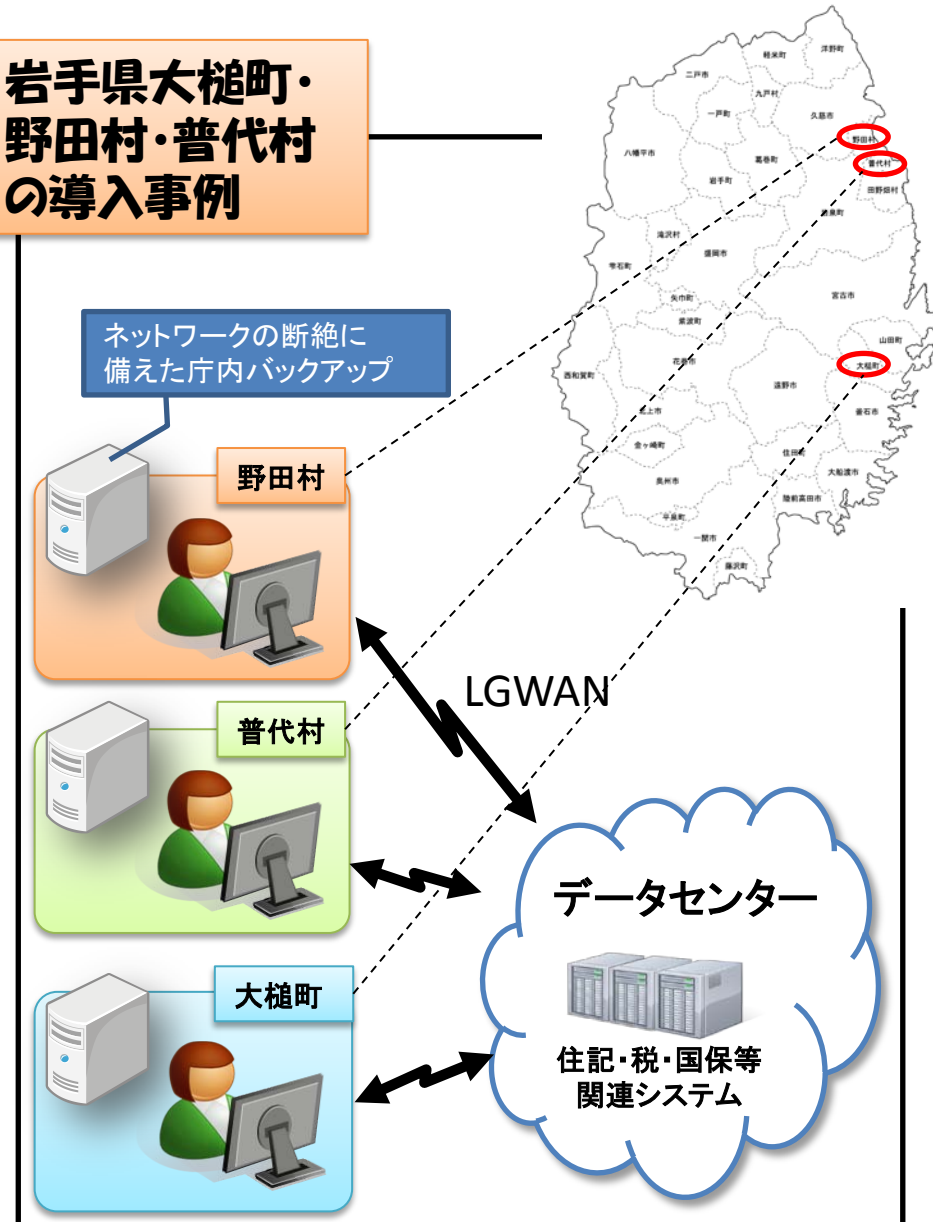
計21団体(平成24年4月13日、8月20日報道発表)

岩手県釜石市、大槌町・野田村・普代村、
宮城県七ヶ浜町、色麻町、涌谷町、山元町、
福島県須賀川市、会津若松市、古殿町、小野町、葛尾村、
茨城県潮来市、大子町、大洗町、美浦村
千葉県松戸市、浦安市、白子町、
長野県栄村

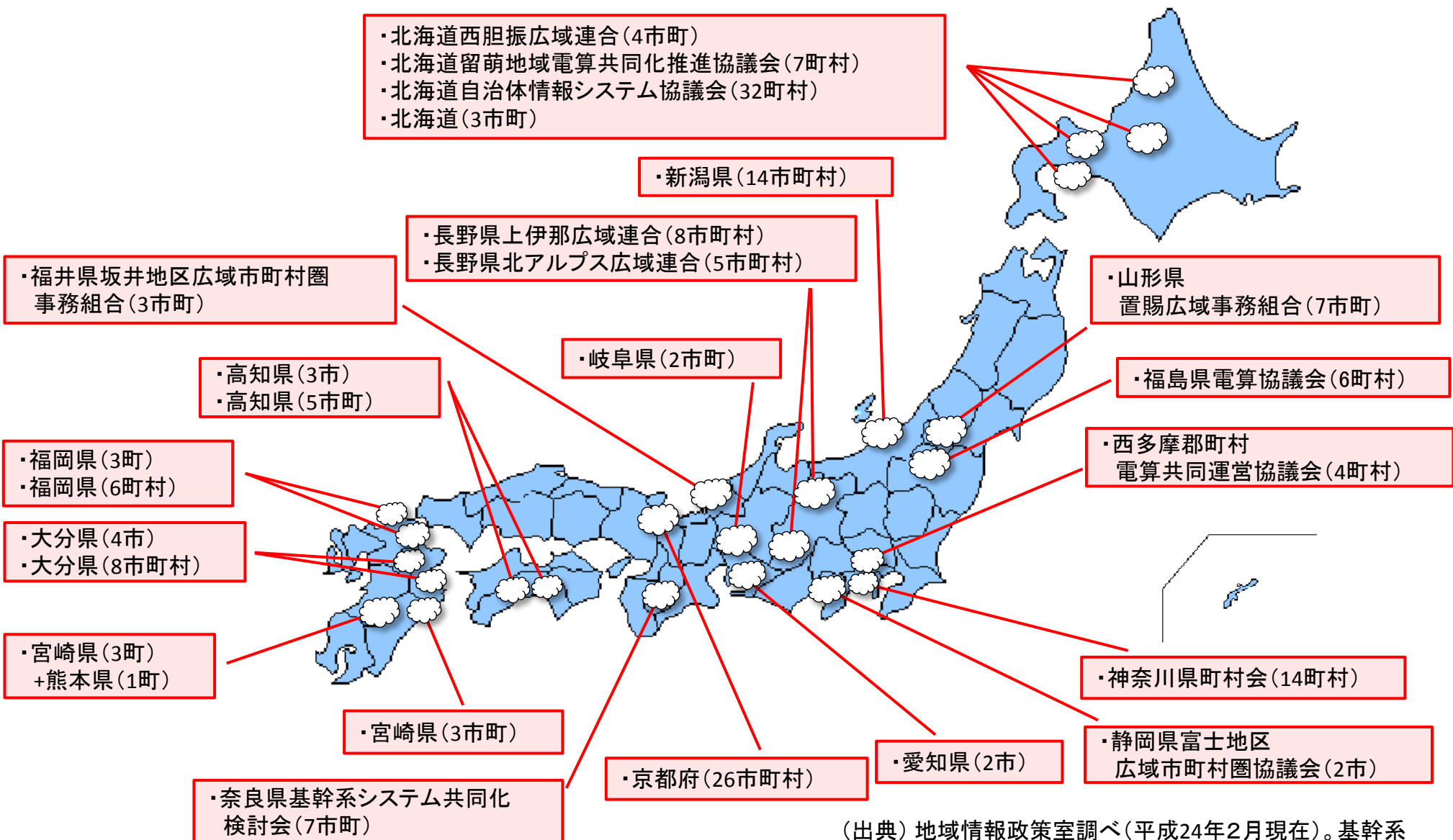
事業費

19.3億円(21団体合計、交付決定額ベース)

岩手県大槌町・ 野田村・普代村 の導入事例



自治体クラウド等の主な取り組み事例



(出典) 地域情報政策室調べ(平成24年2月現在)。基幹系システムの共同利用事例(予定を含む)を示したものの。

情報セキュリティ対策の推進

- ▶ 国や地方公共団体、防衛産業などの重要インフラを対象としたサイバー攻撃等が頻発
- ▶ 個々の情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、関係者間の情報共有体制の整備・適切な運用が必要

地方公共団体における最近の主なインシデント事例

- 地方公共団体のWebサイトに対するDoS(サービス不能)攻撃
- 地方公共団体のWebサイトの改ざん
- ウイルスが添付された標的型メール攻撃 …etc

求められる主な対策

- 適切な水準での情報セキュリティ対策実施に対する財政措置
例) サーバ等機器・ネットワークの脆弱性対応、ウイルス対策、

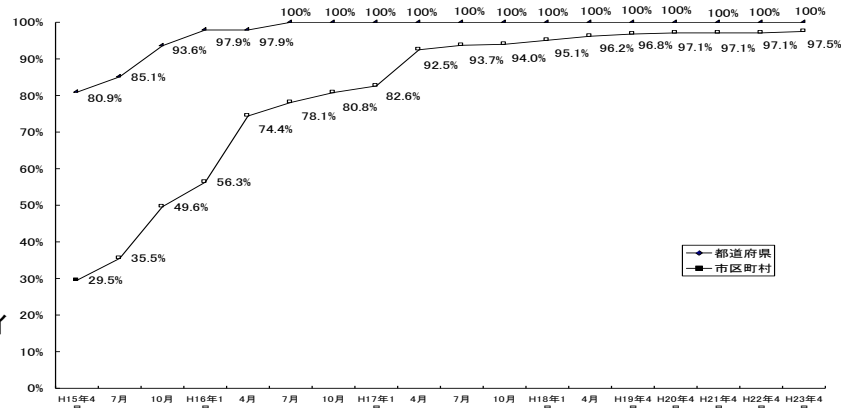
重要情報のバックアップ 等

- 情報セキュリティインシデント発生時の地方公共団体内及び総務省等関係機関との情報共有体制の整備、迅速な情報共有の実施
- 首長など自治体経営層における情報セキュリティ対策に関する理解

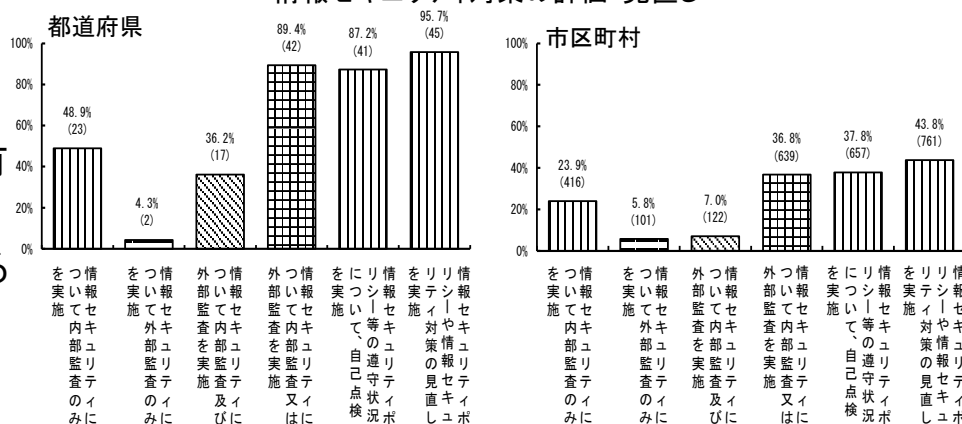
総務省の取組

- 内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)など関係機関との情報共有体制の強化
- 自治体セプター((財)地方自治情報センター)を通じた情報提供、注意喚起
- 自治体クラウドにおける情報セキュリティの確保・向上に向けた調査研究(H24年度) …etc

情報セキュリティポリシーの策定状況の推移

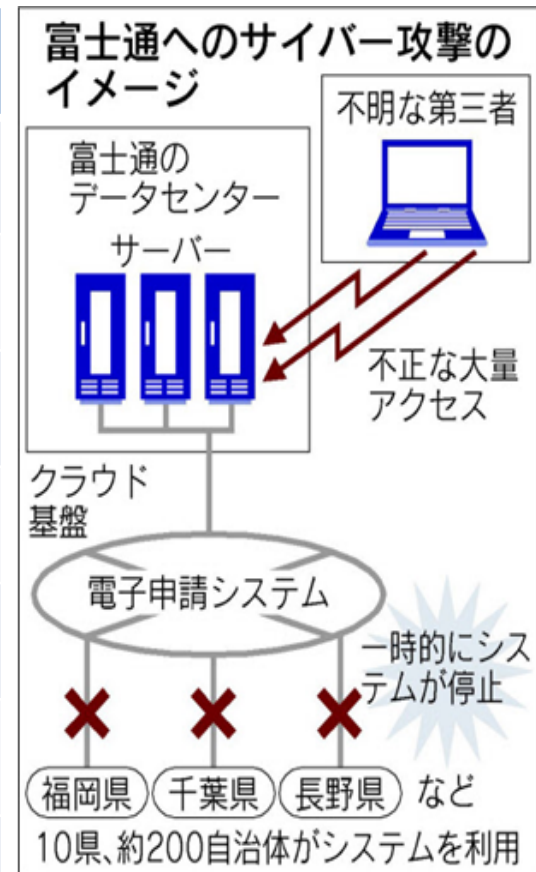


情報セキュリティ対策の評価・見直し



最近判明した主なサイバー攻撃等(報道発表があったもの)

発覚時期	発生時期	ターゲット	内容
2011年4月	4月	ソニー	米子会社のシステムに進入、大量の個人情報流出
9月	2009年～	IHI、三菱電機 川崎重工業	大量のウイルスメールで攻撃
9月	8月	三菱重工業	開発拠点でサーバーやパソコンがウイルス感染
10月	2010年～	外務省	標的型メールでの攻撃判明
10月	7月～	衆議院	議員のパソコンや事務局サーバーがウイルス感染
11月	7月～	参議院	議員のパソコンがウイルスに感染し、不正に通信
11月	11月	富士通	自治体の電子申請システムの停止を狙う大量アクセス
2012年2月	2月	指定都市	webサイトの改ざん及び大量アクセス
4月	4月	政府及び地方公共団体等	政府職員を詐称した標的型メール攻撃

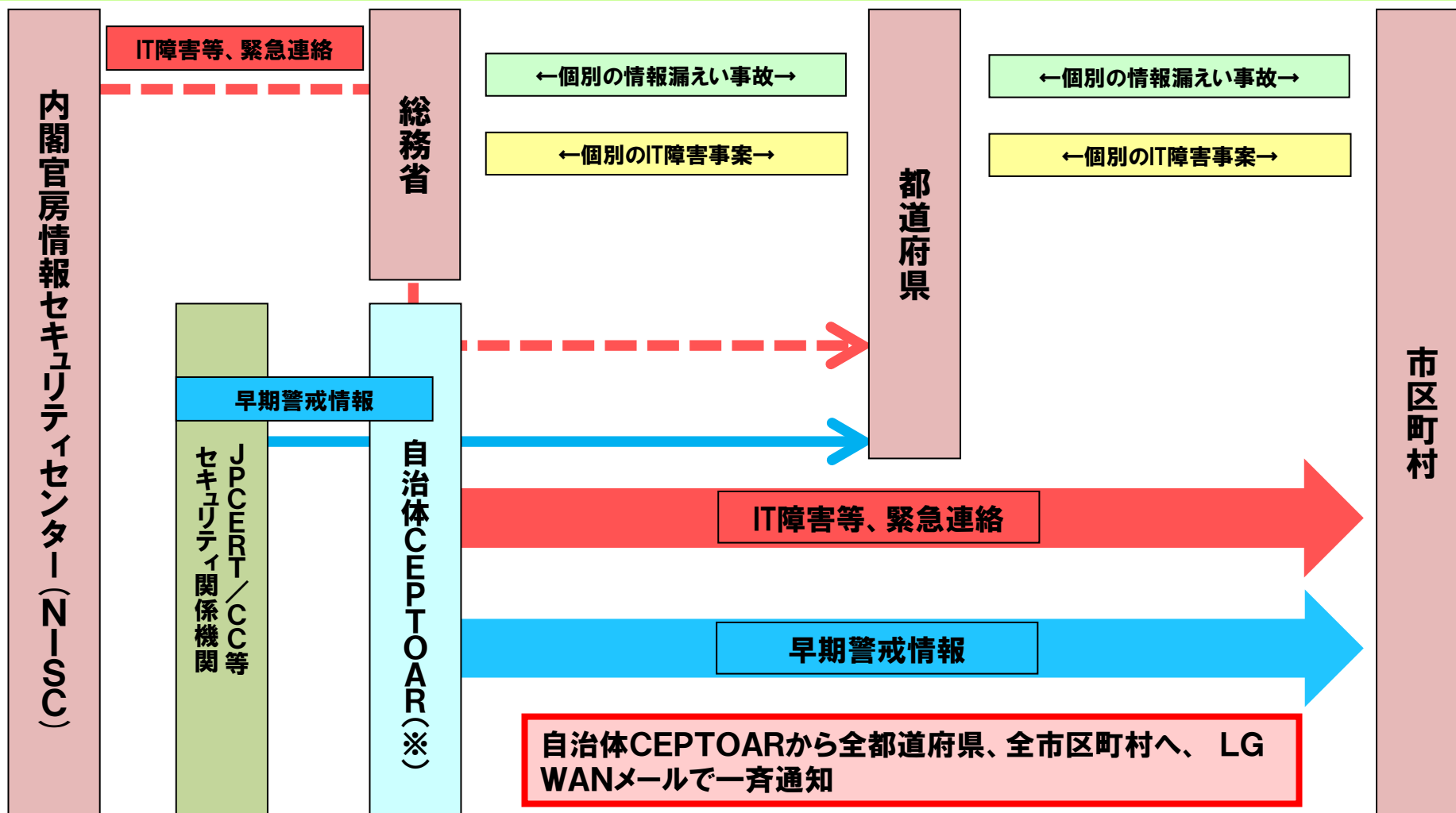


(出典)
 2011年11月11日付 日経新聞
 11月21日付 日経産業新聞
 2012年 2月25日付 中日新聞



自治体CEPTOARによる情報共有の仕組み

16



※CEPTOAR(セプター): Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Responseの略。重要インフラ分野(10分野)で整備する「情報共有・分析機能」のこと。自治体CEPTOARについては、現在のところ(財)地方自治情報センターが運用している。

(参考)「重要インフラ」とは、他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、わが国の国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じるものである。「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」(2009年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)では、「情報通信」、「金融」、「航空」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス(地方公共団体を含む。）」、「医療」、「水道」及び「物流」の10分野が重要インフラに指定されている。

災害に強い電子自治体の推進

- ▶ 東日本大震災や大規模なサイバー攻撃のような大災害が発生した場合、地方公共団体の業務継続を確保するとともに、地域住民に対して適切かつ迅速なサービスの提供が行われることが重要
- ▶ このため、有識者及び行政実務者による研究会を開催し、東日本大震災発生時等の教訓を踏まえ、業務継続及びサービス提供の観点から地域における災害発生時のICT利活用に関する検討を行う

	H24年1~3月			H24年4~12月					H25年1~3月
研究会	1/31		3/26	7/23					★
ICT利活用WG								★	★
BCP WG	1/31	2/21	3/26	4/23	5/28	6/25	7/23	9/27	★

研究会 (事務局:総務省地域情報政策室)

最終とりまとめ結果公表

全体のとりまとめ、
成果の普及

須藤 修
伊藤 毅
佐々木良一
田村 圭子

東京大学大学院情報学環長
NPO法人事業継続推進機構副理事長
東京電機大学未来科学部教授
新潟大学危機管理室災害復興科学センター教授

國領 二郎
久住 時男
中貝 宗治

慶應義塾大学総合政策学部教授
新潟県見附市長
兵庫県豊岡市長

災害発生時のICT利活用WG

1. 現状分析(主要な情報提供手段)
2. 教訓(基幹業務の継続に関する情報システムやネットワークの稼働状況の実際、ICTによる情報提供システム及び民間事業者との連携の実際)
3. 利活用のあり方(平常時の備え、災害発生時のICT利活用の選択肢)

須藤 修 東京大学大学院情報学環長
川島 宏一 佐賀県特別顧問
白木 貞二郎 京都市行財政局防災危機管理室防災課長
今井 建彦 仙台市総務企画局情報政策部長
光延 裕司 日本マイクロソフト(株)公共営業本部長
齋藤 義男 東日本電信電話(株)理事
ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部長
前田 みゆき (株)日立製作所 自治体クラウド推進センター長

ICT部門の業務継続・セキュリティWG

1. 現状分析 (ICT-BCPの作成状況、ICT-BCPに基づく訓練等の実施状況)
2. 教訓(現行ICT-BCPの有効性の検証と問題点の抽出等)
3. 情報セキュリティの対策
4. ICT-BCP・情報セキュリティポリシーガイドラインの見直し

伊藤 毅 NPO法人事業継続推進機構副理事長
佐々木 良一 東京電機大学未来科学部教授
林 繁幸 防災・危機管理アドバイザー(元松江市消防長)
大高 利夫 藤沢市総務部参事 兼 IT推進課長
浅見 良雄 埼玉県小鹿野町総合政策課副課長
小屋 晋吾 トレンドマイクロ(株) 戦略企画室統合政策担当部長
佐々木 忍 日本電気(株)サービス事業本部グローバルサービス事業部シニアエキスパート
今井 建彦 仙台市総務企画局情報政策部長

概要

自治体業務のICT依存度が高まる中、サイバー攻撃等ICT部門特有のリスクも増大。また、東日本大震災では、住民や企業等の行政情報の喪失等、災害に対応するための地方公共団体のICT基盤に課題が見られた。こうした震災の教訓等も踏まえ、平成20年に策定した「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」の見直しを行うことにより、ICT部門のBCPの策定を促し、もって地方公共団体の危機対応能力の強化・充実を図る。

検討スケジュール

有識者及び行政実務者による研究会を開催し、平成24年度末にとりまとめ予定

背景

サイバー攻撃、東日本大震災の教訓

- ・情報システムのダウン
- ・電源供給の停止
- ・住民や企業等、行政情報の喪失
- ・各種証明発行事務の遅延 等

ICT-BCPの策定の遅れ

- ・平成20年8月にICT-BCP(※)ガイドライン公表
 - ・ICT-BCPの策定状況 (H23. 4. 1)
 - 市町村…………… 6.5% (113団体)
 - 都道府県……………34.0% (16団体)
- ※ICT部門の業務継続計画(Business Continuity Planning)

課題

災害に対応するための自治体のICT基盤がせい弱

平成23年度第4次補正

モデルの構築、評価・検証

- (例)
- ・サイバー攻撃等への対処
 - ・ICTによるシームレスな情報提供
 - ・災害弱者の居所確認・保護支援
 - ・行政機能の移転・分散時の支援
 - ・現用文書の電子化 等
- ☆自治体の実証フィールドの提供を依頼。災害対応に知見を有する民間事業者に調査を委託。

ICT-BCPガイドラインの見直し

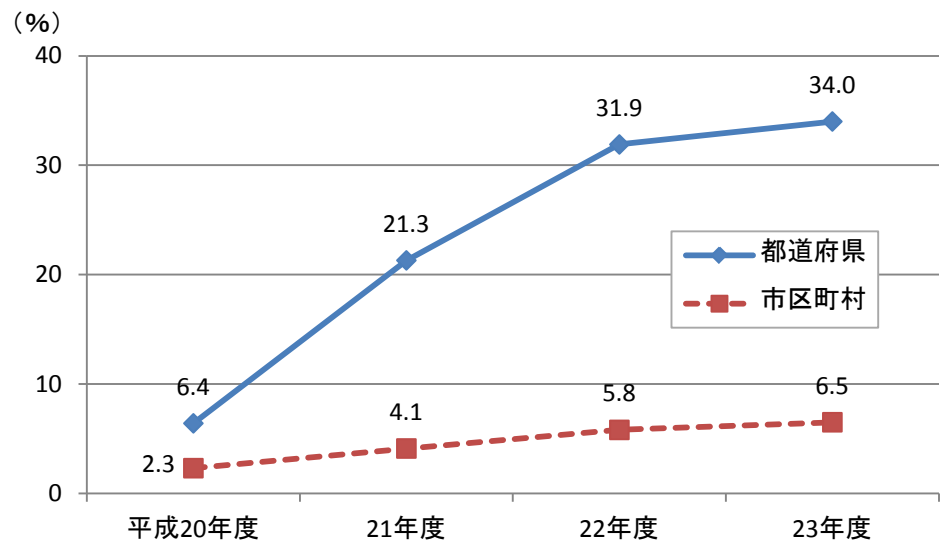
- ・ICT-BCPの普及のための作成支援ツールの作成
- 〔作成マニュアル
訓練マニュアル〕
- ・モデル事業成果の公表・普及

成果

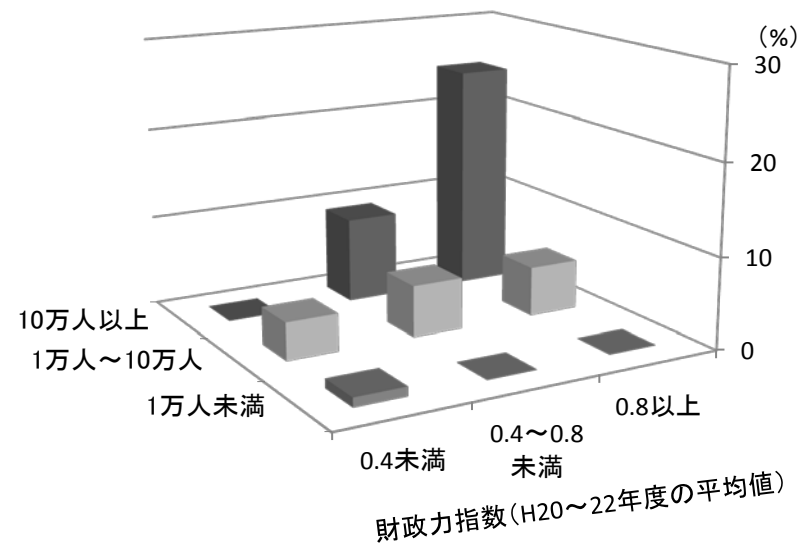
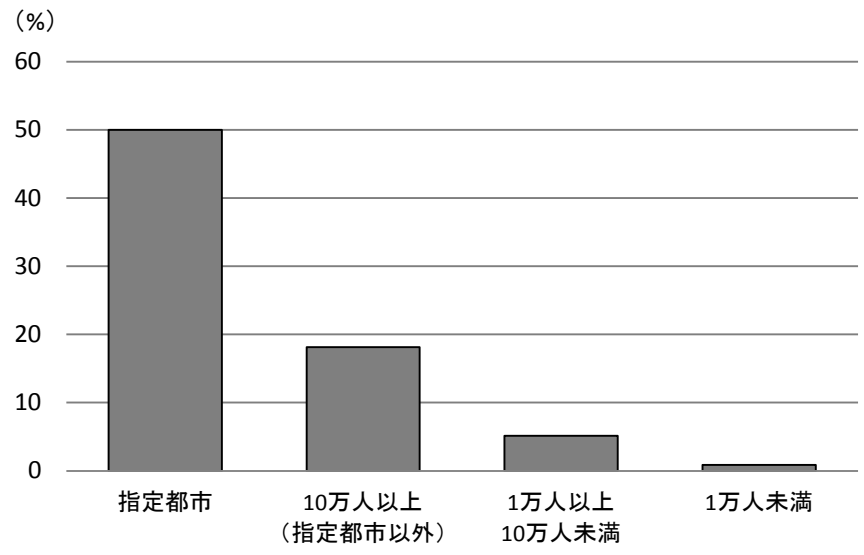
自治体の危機対応能力の強化・充実

地方公共団体におけるICT部門のBCP策定状況 19

ICT-BCPの策定率の推移



市区町村における策定状況(H23年度)



(出典)「地方自治情報管理概要」(各年4月1日現在)より作成

平成24年8月7日

平成24年1月に第1回研究会を開催して以来、これまで7回にわたり構成員による議論を重ねた結果として、以下のとおり中間報告をとりまとめる。

1 東日本大震災の教訓と現状認識

(1) 東日本大震災の発生直後、地震及び津波とそれに伴う停電などによって、多くの地方公共団体において、住民情報システム等の基幹システムをはじめ、インターネット・固定電話・携帯電話・パソコン等の通常の情報通信手段が、利用不可能な状態となった。

このため、発災直後における避難者の名簿作成に加え、名簿と住民情報の突合・確認に困難を極めたほか、安否情報等の提供にも支障が生じた。さらには、住民情報システム等の停止は、各種証明書を利用して日常生活を取り戻そうとする住民のニーズに迅速に応じることを困難にした。このことが、被災者支援のスピードを鈍化させたとの指摘もある。

(2) したがって、地方公共団体は、そのリソースに甚大な被害が生じた場合を想定しつつ、発災直後において、住民の安否確認や情報提供、各種証明書発行業務などを遂行するため、必要な情報システムを稼働できる、あるいはそのデータを利用できるようにしておく必要がある。

そのため、発災直後のこれらの業務の遂行を、ICT面から支援するための計画として、ICT部門の業務継続計画を策定することが重要である。そして、机上の計画策定にとどまらず、平常時の訓練と検証を積み重ね、更なる見直しを行うことにより、発災時の対応をより確実なものとしていくべきである。

(3) 一方、市区町村における策定率は、6.5%（平成23年4月現在）にとどまっている。

ICT部門の業務継続計画の策定、普及が進まない理由としては様々なことが考えられる。まず、多くの市区町村においてICT部門に従事する人員が少ないことがその一因とみられる。また、現行の「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」（平成20年8月 総務省）は、小規模団体でも段階的に取り組みやすいような構成に配慮しているものの、3部20ステップの総合的かつ大型のガイドラインであり、最終的なゴールにたどりつくまでの時間や業務量を考えると、小規模団体にとっては着手に躊躇せざるを得ない、敷居が高い印象を与えている可能性もあると考えられる。さらには、地方公共団体の内部で、ICT部門の業務継続計画は通常業務の継続のみを意図したものであると受け止められ、防災対策としての重要性が必ずしも十分に認識されていないことなども考えられる。

(4) したがって、今後はガイドラインにおいて、東日本大震災の教訓を踏まえつつ、当面、地方公共団体が取り組むべき必要最小限の事項を絞り込み、明確にすることが重要であるとする。さらに、ある程度シンプルなものとするすることで、小規模団体であっても一定期間の取り組みによって、取り組むべき事項が整理できるはずである。また、発災時に特に優先される業務に絞り込むことによって、首長をはじめとする関係者の理解を促し、ICT部門の業務継続計画の策定、普及に寄与するものと考えられる。

2 ガイドラインの改定の方向性

以上の点から、現行のガイドラインとの整合性を図りつつ、今回のガイドライン改定は、以下の方向で行う。

- ①当面、地方公共団体が最小限定めておくべき事項を、現行のガイドラインから切り出して明確化する。具体的には、発災後概ね72時間を念頭に置いた初動時対応に焦点をあて「初動を可能とするためのアクション（「事前対策」を含む）」をシンプルに切り出し、具体化の事例をあわせて提示する。
- ②ICT部門の業務継続計画の実効性を高めるため、地域防災計画への適切な反映を検討するとともに、特に「初動を可能とするためのアクション（「事前対策」を含む）」の訓練を平常時から繰り返し行い、それを検証することで、更なる改善を積み重ねることを想定する。
- ③その他の部分については、小規模団体が取り組みやすいことに配慮しつつ、研究会における議論、中央防災会議等における検討結果などを踏まえ、ガイドラインの見直しを行う。

なお、地方公共団体が最小限定めておくべき事項として初動に焦点をあてるのは、以下の理由から、迅速な初動期対応が特に優先されると考えられるためである。

- ◎ 初動期の情報通信の利用の可否が、人命を左右する可能性があること。
- ◎ 初動期は、平常時とは全く異なる環境下で業務を強いられる状況が発生すること。逆にそれ以降の時間は状況が回復し、業務環境が改善する可能性があること。
- ◎ 初動期の情報通信の利用が不能となることが業務のスピードを遅れさせ、ひいては、復興のスピードを遅らせる恐れがあること。

3 今後の予定

上記2①については、災害時の初動期対応として考えられる各種業務（住民の安否確認、情報提供、外部との連絡手段の確保など）に対応して、必要なシステムやそれが利用できないときの代替手段等を整理する必要がある、今後の検討においてさらに明らかにしていく。

また、その他の部分についてもガイドラインの改定作業を進め、平成24年度内に結果を取りまとめる予定である。

